25. すべての国に対し、この決議の採択から九十日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に実施するために取った具体的措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第千八百七十四号（二千九年）に従って設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて各国を支援する努力を継続するよう要請する。

26. すべての国に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）又はこの決議により課された措置の違反に関して保有する情報を提供するよう要請する。

27. 委員会に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議で決定された措置の違反に対し効果的に対応するよう指示し、委員会に対し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議で課された措置の対象となる個人及び団体を追加的に指定するよう指示し、委員会が、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議により課された措置の回避に貢献した、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）及び8（e）の規定の下の措置のためのいかなる個人並びに決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定の下の措置のためのいかなる団体も指定できることを決定する。

28. 決議第千七百十八号（二千六年）12の規定で定められた委員会の任務は、決議第千八百七十四号（二千九年）及びこの決議で課された措置に関しても適用されることを決定する。

29. 決議第千八百七十四号（二千九年）26の規定に従って、委員会の指示の下に、同規定により与えられる任務を遂行するために、専門家パネルが設立されたことを想起し、決議第二千五十号（二千十二年）によって更新された当該パネルの任務を二千十四年四月七日まで延長することを決定し、さらに、この任務がこの決議で課された措置に関しても適用されることを決定し、この決議の採択から十二か月以内にその任務を見直し更なる延長に関して適切な行動をとる意図を表明し、事務総長に対し、八名までの専門家のグループを設置しそのために必要な行政上の措置をとることを要請し、委員会に対し、パネルと協議の上、パネルの報告の日程を調整するよう要請する。

30. 北朝鮮を含むすべての国に対し、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、北朝鮮におけるいかなる者若しくは団体、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議に規定する措置のために指定された者若しくは団体又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

31. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及びこの決議によって課される措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調する。

32. すべての加盟国が、北朝鮮における外交使節団の外交関係に関するウィーン条約に基づく活動を妨げることなく、決議第千七百十八号（二千六年）8（a）(iii) 及び8（d）の規定に従うべきことを強調する。

33. 事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、また、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にし、また、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えるための理事国及びその他の国による努力を歓迎する。

34. 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、すべての参加者に対して、朝鮮半島の検証可能な非核化を平和的な方法で達成し、かつ、朝鮮半島及び北東アジア地域の平和と安定を維持するため、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二千五年九月十九日に採択された共同声明の完全かつ迅速な実施に向けた努力を強化することを要請する。

35. 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、

36. 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況にかんがみ、必要性に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる発射又は核実験の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

37. この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書Ⅰ：渡航禁止／資産凍結

1. ヨン・チョンナム（YO'N CHO'NG NAM）
　コリア・マイニング・デベロップメント・コーポレーション（KOMID）代表。KOMIDは、二千九年四月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である。

2. コ・チョルチェ（KO CH'OL-CHAE）
　KOMID副代表。KOMIDは、二千九年四月に委員会により指定されており、北朝鮮の主要な武器ディーラーであり、弾道ミサイル及び通常兵器に関連する物品及び装備の主要な輸出者である。

3. ムン・チョンチョル（MUN CHO'NG-CH'OL）
　タンチョン・コマーシャル・バンク（TCB）職員。その職責において、TCBのための取引を促進。TCBは二千九年四月に委員会により指定されており、通常兵器、弾道ミサイル並びにそのような兵器の組立及び製造に関連する物品の販売のための北朝鮮の主要な金融団体である。

附属書Ⅱ：資産凍結

1. セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ
　ミサイル及びおそらく核兵器を含む、北朝鮮の先進兵器システムの研究及び開発に責任を有する全国レベルの組織。北朝鮮のミサイル及びおそらく核兵器計画における使用のために海外から技術、機材及び情報を得るため、タングン・トレーディング・コーポレーションを含め、複数の従属組織を使用している。タングン・トレーディング・コーポレーションは、二千九年七月に委員会により指定されており、北朝鮮の防衛研究及び開発計画（大量破壊兵器及び運搬システム計画が含まれるが、これらに限定されない。）を支援するための商品及び技術の調達並びに関連する多国間管理レジームで管理され又は禁止されている資材を含む調達に主要な責任を有する。
　別称：セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ：チェ・2・チャヨン・クァハグォン：アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ：チャヨン・クァハグォン：ナショナル・デフェンス・アカデミー：クッパン・クァハグォン：セコンド・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ・リサーチ・インスティテュート：サンスリ
　所在地：北朝鮮平壌特別市

2. コリア・コンプレックス・エクイップメント・インポート・コーポレーション
　コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーションが親会社。コリア・リョンボン・ジェネラル・コーポレーションは二千九年四月に委員会により指定されており、北朝鮮の防衛産業のための入手及び北朝鮮の軍事関連の販売支援に特化した防衛コングロマリットである。
　所在地：北朝鮮平壌特別市普通江区域楽園洞

附属書Ⅲ：品目、資材、機材、物品及び技術（核関連品目）

1. フッ素系潤滑剤
　真空ポンプ及びコンプレッサーのベアリングの潤滑のために使用され得る。低蒸気圧を有し、ガス遠心分離法において使用される気体ウラン化合物である六フッ化ウラン（UF6）に耐性があり、フッ素の注入・吸引のために使用される。

2. UF6に耐食性のあるベローズ弁
　ウラン濃縮施設（ガス遠心分離及びガス拡散プラント等）、ガス遠心分離法において使用される気体ウラン化合物である六フッ化ウラン（UF6）を生産する施設、燃料加工施設及びトリチウムを扱っている施設で使用され得る。